

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 奉仕会

# 社会福祉法人奉仕会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人奉仕会(以下「法人」という。)の理事、監事及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

## (報酬)

第2条 役員等には、報酬は支給しないものとする。

## (費用弁償)

第3条 役員等が理事会、評議員会に出席するために法人本部又は施設に赴くための交通費、並びに法人本部又は施設から自宅への帰途の交通費は、法人が支給するタクシーチケットにて賄うものとする。ただし、自家用車等の利用者には支給しない。

2 監事が監査を行うために法人本部又は施設に赴くための交通費、並びに法人本部又は施設から自宅への帰途の交通費は、法人が支給するタクシーチケットにて賄うものとする。ただし、自家用車等の利用者には支給しない。

## (出張旅費の支給)

第4条 役員等が研修のため出張する際の費用の支給及び精算については、施設が定める[出張旅費規程]に基づくものとする。

2 役員等に支給する出張旅費の支給基準は、施設長と同等とする。

## (規程の変更)

第5条 この規程の変更は、評議員会において、評議員の過半数が出席しその過半数をもって議決するものとする。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。